

## (3) 「自動車環境管理計画書制度」の見直しについて

東京都環境局  
環境改善部自動車環境課  
令和7年12月5日

## 課題

### ・報告書の作成に対する負担感が先行

- ・ユーザーレビューにおいては、報告に係る手間に対する不満が多く見受けられる一方、肯定的な意見はほとんど見られず、負担感が先行している。
- ・定量的な効果測定のため、個別の車両情報や、給油量、走行距離といった、最も手間のかかる項目については、削減は不可能であり、抜本的な解決は困難→**手間（コスト）に見合ったリターンの必要性**

## 対応

### ・計画書・報告書の作成・提出に係る負担感の軽減

- ・事業者サイトの改修によるQOSの向上
- ・提出様式の見直し（エラーチェック機能や転記補助ツールの追加など）
- ・報告書提出期限の後ろ倒し（5月末⇒6月末へ）

### ・モチベーションを付与することで事業者の自主的取組を促進

- ・ステークホルダーから評価される仕組みを構築  
削減状況が優秀な事業者を掲示(公表)する機能の追加、検索機能の充実化等
- ・取組事例の効果的な共有
- ・事業者に対する更なる削減手法の提案（自動車環境管理指針の見直し）
- ・各事業者に対し、自主的削減目標の目安を個別に提示

公表サイトの改修  
による対応を検討

## 改修のポイント

- ・ユーザー目線に立ったナビゲート
- ・サイト内に必要な情報を集約

## 現状

### 提出物一覧

事業番号	022019991	事業者名	テスト
所在地	東京都新宿区西新宿2-8-1テスト		
環境管理者名	東京 太郎	所属	総務部
(担当者名)	東京 花子	(所属)	テスト
お知らせ用Eメール名称	個人用	(連絡先)	0300000000(67-595)
		パスワード再発行用Eメール名称	個人用

	各提出物のダウンロード(受信)	提出用実績報告書ダウンロード(受信)	実績報告書のアップロード
計画書			
実績報告書	2022年度		
	2023年度		
	2024年度		
	2025年度		
	2026年度		

メッセージ | ファイル管理

事業者宛メッセージ

メッセージ

添付ファイル: ORG\_KEIKAKU2018\_ver.4.5.6(2021年台).xlsx

・手続きの導線整理が不十分  
→ファイルの送信ミス、問い合わせが多発

## 改修後イメージ

手続内容に応じた分かりやすいナビゲートボタンを新設

自動車環境管理計画書制度  
事業者専用ページ

計画書の提出・変更

実績報告書の提出

所在地、メールアドレス等の変更

⋮

チャットやお知らせは引き続きトップ画面に

チャット欄・お知らせ欄

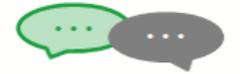
問い合わせ先

03-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇

チャットボットによるナビゲーションも実施

### チャットボット

ご質問にチャットボットがお答えします。



## 公表サイトの改修による対応

### 改修のポイント

- ・サイトにアクセスするだけで、ステークホルダーにとって有意義な情報を得ることができる
- ・多様なニーズに応じた検索ができる

・現在は計画書及び報告書のみの公表  
・検索項目は事業者名、所在地、業種、保有台数及び計画書提出年度のみ

・検索項目は事業者名、所在地、業種、保有台数及び計画書提出年度のみ

削減状況が優秀な事業者の公表イメージ

追加

東京都環境局 [音声読み上げ](#)

### 自動車環境管理計画書制度

#### 計画書および実績報告書の公表

最終更新日：2025.03.14

#### 検索

事業者名	<input type="text"/>
所在地 (市区町村)	未選択
業種	未選択
使用台数	<input type="text"/> 台 ~ <input type="text"/> 台
計画書提出年度	2022年度 ~ 2026年度

### PickUp!!

CO<sub>2</sub>削減量が優秀な事業者

事業者A 1,200 t-CO <sub>2</sub>	事業者B 950 t-CO <sub>2</sub>	事業者C 800 t-CO <sub>2</sub>
---------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

充実化

<検索項目の追加> (想定)

- ・ZEVの導入台数
- ・取組に係るキーワード
- ・CO<sub>2</sub>等の削減状況

## 自動車環境管理指針の目的

- ・特定事業者が、自動車をもたらす環境への負荷を低減するために取り組む措置等の内容を定める。
- ・特定低公害・低燃費車の導入の他、日常的に取り組むエコドライブや使用方法の改善等を促す自動車の使用の合理化について明示

## 内容（抜粋）

### 8 エコドライブの取組

- ・ 二酸化炭素、粒子状物質及び窒素酸化物の排出削減
- ・ 計画的な燃料使用量の抑制
- ・ 自動車走行距離及び燃料使用量の定量的な把握

※具体的手法は別表にて記載

（例）エコドライブに関する教育・訓練の実施、アイドリング・ストップ装置搭載車の導入、共同輸配送の促進（配送等業務の共同化） など

### 9 自動車の使用の合理化の取組

- ・ 業種及び業態に応じた、二酸化炭素、粒子状物質及び窒素酸化物の排出削減
- ・ 計画的な自動車走行距離及び燃料使用量を抑制

## 社会環境の変化を踏まえてエコドライブ手法・自動車使用合理化の手法をアップデート

### 文献や自動車メーカー等へのヒアリングにより、最近の具体的な取組事例や効果的な手法を収集

【内容（例）】

- ・情報化・DXの進展（動態管理システム、プラットフォームによるアプリの活用等）
- ・輸送機器等の新技術の普及状況（自動運転等）
- ・物流の2024年問題（労働時間規制）によるドライバー不足や輸送力の低下、物流コスト高騰
- ・働き方の変化（テレワーク、オンライン会議の普及等）による自動車使用への影響

# 東京都自動車環境管理指針別表の内容

## 【エコドライブの手法】

計画事項	主な内容
適正運転の実施	燃費の記録管理、燃費に関する定量的目標の設定
	エコドライブマニュアルの作成・配布
	エコドライブに関する教育・訓練の実施
	エコドライブの実施、アイドリング・ストップの徹底
	優良ドライバーの表彰
機器の導入	エコドライブ装置の装着や装置搭載車の導入
	デジタル式運行記録計、テレマティクス等の活用
	エコタイヤ（省燃費タイヤ）の導入
	アイドリング・ストップ装置搭載車の導入
	キー抜きロープの導入
	エア・ヒーター、蓄熱マット、蓄冷式クーラー、エア・ディフレクタの導入
	外部電源による冷蔵等貨物室の空調管理を可能とする装置の導入
車両の維持管理	日常点検・整備マニュアルの作成・配布
	日常点検・整備に関する教育・訓練の実施
	日々の始業時点検・定期点検の完全実施
	エアクリーナーの定期的な点検
	運転日報の作成

## 【自動車使用合理化の手法】

計画事項	主な内容
車両の有効利用の促進	共同輸配送の促進（配送等業務の共同化）
	輸送能力の効率的な活用（車両の大型化、輸送口の平準化）
	帰り荷の確保（空車の削減）、時間指定配送の弾力化
	朝夕ラッシュ時の配送を昼間配送に振替
	積載効率が低い土曜日・日曜日の車両使用の削減
自営転換	自家用貨物自動車による輸送から営業用貨物自動車による輸送への転換
モーダルシフトの推進	鉄道輸送、運搬用自転車・二輪車、海運等の活用
公共交通機関の利用の促進	鉄道、バス等の公共交通機関の利用の促進
	自転車シェアリングの利用促進、自転車・徒歩による移動の推奨
	マイカー通勤の抑制、カーシェアリングの利用促進
	通勤用巡回バスの整備
	事業用自動車の自宅持ち帰りの抑制
情報化の推進	アプリなどの活用、配車システムの導入・拡大
	VICS（道路交通情報通信システム）搭載カーナビゲーションシステム等による渋滞回避
	駐車スペース、接車バース等の予約システムの活用
物流施設の高高度化、物流拠点の整備等	物流拠点への集約による輸送の効率化
	荷受け・仕分け業務の効率化のための物流拠点の整備等
環境マネジメントシステム等	ISO14001認証の取得、東京都貨物輸送評価制度の評価を取得、グリーン・エコプロジェクトへの参加

# (参考) 周辺3県における自動車環境管理計画書制度と低公害・低燃費車導入義務について

項目	千葉県	埼玉県	神奈川県	東京都
<b>○自動車環境管理計画書制度（名称は自治体により異なる）</b>				
対象期間	R 3～R 7年度	R 7～R11年度	R 2～R 6年度	R 4～R 8年度
対象事業者 (使用台数)	30台以上	30台以上	30台以上	30台以上
<b>○低公害・低燃費車導入義務</b>				
対象事業者 (使用台数)	200台以上	200台以上	—	200台以上
導入義務車両要件	低公害車	低燃費車	—	低公害・低燃費車
基準  乗用車ガソリン車 の例	[排出ガス性能] 平成 17 年基準50%低減レ ベル又は平成30年基準25% 低減レベル  [燃費性能] 要件なし	[排出ガス性能] 要件なし  [燃費性能] 令和12年度基準達成又は 令和2年度燃費基準20%以上達 成車 ※車両総重量3.5 t 超は令和2年度燃 費基準達成	—	[排出ガス性能] 平成 17 年又は平成30年基準 75%以上低減車  [燃費性能] 平成 32 年度燃費基準 20 % 向上以上
導入義務率	60%	50%	—	30%
達成期限	R12年度末	R11年度末	—	R 8 年度末
備考		● R 7 年度制度変更 ・導入義務率 40%⇒50%に変更 ・低燃費車の基準変更	● 導入義務なし	